

(様式8)

## 公共事業終了箇所評価調書

評価確定日(平成21年9月30日)

事業コード	H21-農-終-4		区 分	● 国庫補助 ○ 県単独
事業名	経営体育成基盤整備事業		部 局 課 室 名	農林水産部農地整備課
事業種別	ほ場整備		班 名	農地整備班 (tel)018-860-1824
路線名等	井川東部地区		担 当 課 長 名	清野 弘久
箇所名	南秋田郡井川町字黒坪		担 当 者 名	専門主幹 鏡 長秀
総合計画との 関連	政策コード	8	政 策 名	自給力、需要創造力を高めよう農林水産業
	施策コード	4	施 策 名	新しい農業を切り拓く多様な経営体の育成
	指標コード	5	施策目標(指標)名	ほ場整備率(累計)

## 1. 事業の概要

事業の 背景及び 目的	○本地区は井川町内を流下する二級河川井川の両岸に位置し、地区の水田現況は10a区画で、道路は狭く、用水源は老朽化した既存の頭首工やため池を利用したかんがいのため効率が悪い。また排水路は素掘水路で浅く、農地の汎用化が望めず、営農上多大な支障となっていた。 ○このため、ほ場の大区画化や農地の汎用化を行う本事業の実施を契機として、意欲ある担い手に大規模な農地の利用集積を図り、低コストで付加価値の高い水田農業の確立を目指すものである。						
	事業期間	前回(H18年) H10年 ~ H19年 終了 H10年 ~ H19年	総事業費	前回(H18年) 26.3億円 終了 23.6億円	国庫補助率 50%		
	事業規模	前回(H18年) 区画整理工 119.2ha 終了 区画整理工 116.5ha					
	事業費 内訳内容 (千円) 及び 要因変化			前回評価計画①	最終②	増減②-①	理由
		事業費		2,633,000	2,364,000	-269,000	
		経 費 内 訳	工事	2,255,000	2,087,578	-167,422	区画面積の減に伴う事業費の減
			用補	35,000	26,641	-8,359	区画面積の減に伴う事業費の減
			その他	343,000	249,781	-93,219	区画面積の減に伴う事業費の減
	事業内容		区画整理119.2ha 暗渠排水119.2ha 測量設計 用地補償	区画整理116.5ha 暗渠排水116.5ha 測量設計 用地補償			
	コスト・効果対比較		費用便益変化の主な要因(前回評価→終了)				
○最終コスト 終了C②/前回評価C①=(0.90)		【便益】 転作作物の変更(キャベツ→大豆)					
○費用便益 前回評価B/C=(1.36) ↓ 終了B/C=(1.32)		【費用】 事業費の減 2,633,000千円→2,364,000千円 区画整理 119.2ha→116.5ha 暗渠排水 119.2ha→116.5ha 区画整理面積の減					
事業 効果の 要因 変化 及び 発現 状況	指標名	評価箇所における担い手等への農地集積率					
	指標式	地区内の担い手等の経営面積÷ほ場整備地区面積					
	指標の種類	● 成果指標 ○ 業績指標	低減指標の有無		○有 ●無		
	目標値a	48.0%(57.2ha)	データ等の出典		a: 活性化計画書 b: 流動化達成状況報告書		
	実績値b	45.7%(53.2ha)					
	達成率b/a	95.2%	把握の時期		21年 3月		
指標を設定することができなかった場合の効果の把握方法 ○指標を設定することができなかった理由及び把握方法と成果 ※データの出典含む							
自然環境の 変化	地区の中央を二級河川井川が流下しているため、泥水が河川へ流下しないよう濁水防止対策を実施するなど、環境に配慮した。						
社会経済 情勢の変化	本県の強みである水田のフル活用を基本に、「食料自給力」を向上させるため、生産基盤の強化、担い手への経営支援、各種技術実証、販売体制の強化などを総合的に取り組む『あきた型自給力向上対策』がスタートした。						
事業終了後の 問題点及び 管理・利用状況	事業を契機として設立された農業生産法人(つかまファーム)と認定農業者6名によって、地区面積の46%が利用集積され、効率的な営農が展開されている。						

住民満足度等の状況 (事業終了後)	①満足度を把握した対象 ●受益者 ●一般県民 (時期:H21年8月) ②満足度把握の方法 ● アンケート調査 ○ 各種委員会及び審議会 ○ ヒアリング ○ インターネット ○ その他の方法 (具体的に ) ③満足度の状況 事業終了後、受益者に対するアンケートの結果、労働時間(短縮されている、やや短縮72%)、ほ場の乾田化(乾田化されている、やや乾田化79%)、維持管理(節減されている、やや節減73%)で効果が発揮されており、また、ほ場整備全体(満足、やや満足47%)についても約半数が満足している。
上位計画での位置付け	「あきた21総合計画」 担い手への農地の利用集積を促進し、効率的・安定的な農業経営の生産基盤となるほ場の整備率を高める。(H22年度までに76%)
関連プロジェクト等	なし
前回評価結果等	●選定または継続 ○改善 ○見直し ○保留又は中止
	①指摘事項 なし
	②指摘事項への対応 なし

## 2. 所管課の自己評価

観点	評価の内容(特記事項)	評価結果
有効性	①住民満足度の状況 ○A ●B ○C アンケート調査から、総合的評価については、受益者136名中47%が満足・やや満足、地域住民16名中76%が大変良かった・まあ良かったと評価している。	○A ●B
	②事業の効果 ○A 達成率100%以上 ●B 達成率80%以上100%未満 ○C 達成率80%未満 担い手等への農地集積割合の達成率は95.2%であり、事業による有効性はある。	○C
効率性	①事業の経済性の妥当性 ●A ○B ○C 経済性の判断として費用便益比は、1.0以上に対して1.32であり、経済性は妥当である。	●A ○B
	②コスト縮減の状況 ○A 縮減率20%以上 ○B 縮減率20%未満 ○C 縮減なし	○C
総合評価	○A (妥当性が高い) ●B (概ね妥当である) ○C (妥当性が低い) ○住民満足度がやや低く、農地集積の達成率も目標に惜しくも届いていないが、地区内では法人の設立、効率的な営農の展開や、複合経営として大豆、枝豆等に取り組むなどの事業効果が発現しており、事業は概ね妥当である。	

## 3. 評価結果の同種事業への反映状況等(対応方針)

担い手の農地集積達成率が低い地区については、目標に達するよう今後も指導を行っていきたい。また、コスト縮減や環境配慮に積極的に取り組むとともに、地域農業の目指す姿に応じた整備、更なる複合経営への取組や戦略作物の産地づくりを推進する。

## 4. 公共事業評価専門委員会意見

県の対応方針を可とする。

## ○総合評価の判定基準

総合評価の区分	判定基準	総合評価
A (妥当性が高い)	全ての観点の評価結果が「A」判定の場合	B
B (概ね妥当である)	「A」判定、「C」判定以外の場合	
C (妥当性が低い)	全ての観点の評価結果が「C」判定の場合	